松山VOR	上欄に同じ	N33°50′E132°42′ 愛媛県松山市	110.65	100	なし	MYE	24時間	昭和48年3月1日	松山DMEと組合せVOR／DMEとして運用
（略）									

2・3　（略）

4　DME

名称	設置者の氏名及び住所	位置及び所在地	搬送周波数（メガヘルツ）	空中線電力（キロワット）	コースの方向	識別符号	運用時間	供用開始期日	利用上の特記事項
（略）									
松山DME	上欄に同じ	N33°50′E132°42′ 愛媛県松山市	1,130	1.5	なし	MYE	24時間	昭和48年3月1日	松山VORと組合せVOR／DMEとして運用
（略）									

5　（略）

松山VOR	上欄に同じ	N33°49′E132°43′ 愛媛県松山市	116.3	100	なし	MPE	24時間	昭和48年3月1日（平成13年2月22日から供用再開）	松山DMEと組合せVOR／DMEとして運用
（略）									

2・3　（略）

4　DME

名称	設置者の氏名及び住所	位置及び所在地	搬送周波数（メガヘルツ）	空中線電力（キロワット）	コースの方向	識別符号	運用時間	供用開始期日	利用上の特記事項
（略）									
松山DME	上欄に同じ	N33°49′E132°43′ 愛媛県松山市	1,197	1.5	なし	MPE	24時間	昭和48年3月1日（平成13年2月22日から供用再開）	松山VORと組合せVOR／DMEとして運用
（略）									

5　（略）

附　則

この告示は、平成二十九年七月二十日から施行する。

○国土交通省告示第六百四十五号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第三十七条第二項の規定に基づき、航空路の指定に関する告示（昭和五十三年運輸省告示第百九十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年六月二十二日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　山本有二

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものをその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものをその標記部分に二重傍線を付していないものは、これを加える。

改正後		改正前	
別表		別表	
名称	空域の位置及び範囲	名称	空域の位置及び範囲
（略）	（略）	（略）	（略）
V40	次に掲げる地点を順次に結ぶ直線上の任意の点から7ｋｍ以内の範囲にある全ての点を含む区域の直上空域 イ　香川ＶＯＲ ロ　N34°02′E133°27′の地点 ハ　松山ＶＯＲ（N33°50′E132°42′） ニ　武蔵ＶＯＲ（N33°29′E131°44′） ホ　N33°08′E131°30′の地点 ヘ　熊本ＶＯＲ（N32°50′E130°50′） ト　長崎ＶＯＲ（N32°54′E129°55′） チ　福江ＶＯＲ	V40	次に掲げる地点を順次に結ぶ直線上の任意の点から7ｋｍ以内の範囲にある全ての点を含む区域の直上空域 イ　香川ＶＯＲ （新設） ロ　松山ＶＯＲ（N33°49′E132°43′） ハ　武蔵ＶＯＲ（N33°29′E131°44′） ニ　N33°08′E131°30′の地点 ホ　熊本ＶＯＲ（N32°50′E130°50′） ヘ　長崎ＶＯＲ（N32°54′E129°55′） ト　福江ＶＯＲ
（略）	（略）	（略）	（略）

附　則

この告示は、平成二十九年七月二十日から施行する。